奈良県告示第二百十七号

医療機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり

令和二年九月八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

令和二年八月一	北葛城郡王寺町王寺一——一七	やまぐち歯科
令和二年八月一	○ 北葛城郡広陵町馬見南一—六—二	スギ薬局真美ヶ丘店
令和二年八月一	橿原市東坊城町五二六一三	吉田歯科医院
令和二年八月一	橿原市曽我町二六ー一	クスリのアオキ曽我薬局
令和二年七月一	橿原市内膳町二一七一九	正田歯科医院
令和二年七月一	大和郡山市朝日町二一二三	米本歯科医院
令和二年七月一	橿原市葛本町七〇八一八	ふくしま歯科医院
指定年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称